

◎投資促進税制一覧表

改正年度	名称	適用時期	対象者	対象資産	税制優遇	要件	事前確認
26年度 【新設】	生産性向上設備 投資促進税制 【先端設備】	平成26年1月20日 ～ 平成28年3月31日	青色申告している 法人・個人事業主	『機械装置』 及び 一定の『工具』『器具備品』 『建物』『建物付属設備』 『ソフトウェア』	即時償却(100%償却) 又は 税額控除5%〔『建物』 『構築物』〕は3%)	①最新モデル ②生産性向上(年平均 1%以上) ③最低取得価額以上	要 (工業会等の証明書)
		平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日			特別償却50%〔『建物』 『構築物』〕は25%) 又は 税額控除4%〔『建物』 『構築物』〕は2%)		
25年度 【新設】	生産性向上設備 投資促進税制 【生産ラインやオペレー ションの改善に資する 設備】	平成26年1月20日 ～ 平成28年3月31日	青色申告している 法人・個人事業主	『機械装置』『工具』『器具 備品』『建物』『建物付属設 備』『構築物』『ソフトウェア』	即時償却(100%償却) 又は 税額控除5%〔『建物』 『構築物』〕は3%)	①投資計画における投資 利益率が年平均15%以上 (中小企業者等は5%以上) ②最低取得価額以上	要 (経済産業局の確認書)
		平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日			特別償却50%〔『建物』 『構築物』〕は25%) 又は 税額控除4%〔『建物』 『構築物』〕は2%)		
25年度 【新設】	生産等設備 投資促進税制 商業・サービス業・農林水 産業活性化税制	平成25年4月1日 ～ 平成27年3月31日	青色申告している 法人	『機械装置』	30%の特別償却 又は 3%の税額控除	①国内における生産等設 備への年間総投資額が適 用事業年度の減価償却費 を超えていること ②国内における生産等設 備への年間総投資額が全 事業年度と比較して10% 超増加していること	不要
		平成25年4月1日 ～ 平成27年3月31日			30%の特別償却 又は 7%の税額控除		
従前 【既設】	中小企業 投資促進税制	平成10年6月1日 ～ 平成26年3月31日	中小企業者等 (法人・個人)	『機械装置』 一定の『工具』『ソフトウェ ア』『車両運搬具』	30%の特別償却 又は 7%の税額控除	最低取得価額以上	不要